

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、令和5年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況（令和5年度）

部 局	採用者数
市長の事務部局	4人
教育委員会の事務部局	0人
合 計	4人

(2) 部局別職員の退職状況（令和4年度）

部 局	退職者数
市長の事務部局	5人
教育委員会の事務部局	2人
合 計	7人

(3) 部局別職員数の状況

部 局	区 分	令和5年4月1日			(参考) 令和4年4月1日
		職員数	男	女	
市長の事務部局		164人	104人	60人	161人
議会の事務部局		3人	2人	1人	3人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		27人	11人	16人	28人
農業委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		12人	11人	1人	12人
合 計		207人	129人	78人	205人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成28年度から任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、能力評価及び業績評価からなる人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 令和4年度の人件費
12,312,036千円	1,905,671千円	15.5%	1,872,267千円 (15.7%)

※ 令和5年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	326,015円	44.1歳	316,800円	59.3歳	—
(参考) 国	334,218円	42.3歳	286,942円	51.2歳	

※ 一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	宮津市		(参考) 国	
	初任給	採用2年経過後の給料月額	初任給	採用2年経過後の給料月額
大学卒	185,200円	196,900円	185,200円	196,900円
高校卒	154,600円	162,900円	154,600円	162,900円

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	255,260円	348,700円	390,900円
高校卒	—	—	346,750円

経験年数区分に対象職員がない等により平均値を算出できない場合は、記載していません。

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	課長補佐 係長 主任	課長	部長 次長	
職員数	12人	11人	50人	43人	29人	12人	157人
構成比	7.6%	7.0%	31.9%	27.4%	18.5%	7.6%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（令和4年度）

区 分		月額等		特別措置	
給 料	市 長	720,000円		20%減額措置後	
	副市長	584,000円		20%減額措置後	
報 酬	議 長	430,000円		—	
	副議長	370,000円			
	議 員	350,000円			
期末手当			6月期	12月期	年間計
	市長・副市長		1.625月分	1.675月分	3.30月分
議長・副議長・議員		1.625月分	1.675月分	3.30月分	

(7) 主な職員手当の状況（令和4年度）

区分	宮津市			(参考) 国		
	支給対象	支給額等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	基準日（6月1日・12月1日）の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度	
		6月期	1.20月分	0.95月分		
		12月期	1.20月分	1.05月分		
		年間計	2.40月分	2.00月分	(加算措置) 役職加算 5～15%	(加算措置) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%
※ 退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	早期・定年	同制度	
		勤続20年	19.669500月分	24.586875月分		
		勤続25年	28.039500月分	33.270750月分		
		勤続35年	39.757500月分	47.709000月分		
		最高限度額	47.709000月分	47.709000月分		
		(加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算				
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月 額		同制度	
		配偶者	6,500円			
		子	10,000円			
		その他	6,500円			
(加算措置) 16歳～22歳の扶養親族加算 5,000円						
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月 額		同制度	
		借家等（最高支給限度額）	28,000円			
通勤手当	通勤距離（片道）2km以上の職員	通勤方法	月 額		同制度	
		交通用具（自動車等）	(2km) 2,000円～ (60km) 29,400円 駐車場加算 月額3,000円まで			
		交通機関（鉄道等）	定期券（又は回数券）相当額 (月額上限) 55,000円			
管理職手当	課長級以上の管理職員	部長級	給料月額×7% (50%削減措置後)		本府省 課長等 130,300円 など	
		課長級	給料月額×5% (50%削減措置後)			
時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5)		同制度	
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6)			
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給（全5種類）			全27種類		
	代表的なもの	社会福祉業務	1回2,000円（死亡人収容業務）			
		感染症防疫作業	1日1,000円			
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度		

※ 平成17年4月1日から京都市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。（支給率は、同組合の条例による支給率です。）

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（本庁など標準的なもの）

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考) 令和5年の平均取得日数
1年につき20日付与 (ただし、20日を限度に翌年へ繰越し可)	10.3日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病気休暇	原 因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認められる期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇（職員の出産時）	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇（職員の結婚時）	7日以内
		忌引（職員の親族死亡時）	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇（夏期の諸行事等）	3日以内（7月～9月）
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	（1年につき） 子が1人:7日、子が2人:10日、子が3人以上:子の数 - 2日 + 10日
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子（3歳未満）の養育		職員の子が3歳に達する日まで

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業・部分休業・育児短時間の取得状況（令和5年度）

育児休業取得者数	うち新規取得者	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
	4人		

(2) 自己啓発等休業の取得状況（令和5年度）

大学等過程の履修	国際貢献活動
0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（令和5年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	4人	0人	0人	5人	0人	0人	0人	0人	0人

※ 「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（令和5年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	2件	農業従事
合 計	2件	

8 職員の退職管理の状況

(1) 職員の再就職の状況（令和5年度）

退職年度	再就職先		
	民間企業	公益財団法人	その他
令和3年度	0件	0件	0件
令和4年度	0件	0件	0件

※ 管理又は監督の地位にあった職員が退職し、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合は、再就職状況を届け出ることが義務付けられ、当該届出内容を公表するものです。

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和5年度）

研修区分	延受研修者数	研修内容等
階層別研修 (集合、オンライン等)	88人	新規採用職員研修、管理職員研修ほか
能力開発研修 (集合、e-ラーニング等)	656人	法制執務研修、DX人材研修ほか
特別研修 (集合、オンライン等)	323人	人権問題研修、北部7市合同研修ほか
合 計	1,067人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（令和5年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	1件	1件
通勤災害	1件	1件

(2) 職員の福利厚生の実施状況（令和5年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 (地方公務員法第42条)	宮 津 市 職 員 互 助 会	弔慰金等給付事業・教養文化事業・保健体育事業ほか
共済制度 (地方公務員法第43条)	京都市府市町村 職 員 共 済 組 合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業(保健事業・宿泊事業・貯金事業ほか)

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（令和5年度）

区 分	内 容
会員数（令和5年4月1日現在）	296人（うち宮津市職員200人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	28,810,160円
うち宮津市補助金 ※補助率	2,366,346円 ※給料月額0.3%（職員負担（会費）は0.5%）
宮津市職員互助会一般会計歳出額	8,912,581円
事務費	2,059,541円
福利厚生費	553,389円
事業費	1,052,229円
給付費	5,247,422円

11 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（令和5年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件